**盛土規制法　申請手続きの確認フロー　　　※右下「フローチャート最終確認」欄に記入済のもののみ有効です。**

農業委員会事務局 記入欄

通常の営農行為への該当

□該当する

　□該当しない

※その他留意事項

□いずれかに該当　　　　　　　　　　　　　□該当しない

【土地の形質の変更（盛土・切土）】　　　　　理由：

□①盛土で高さが1m超の崖を生ずる

□②切土で高さが2m超の崖を生ずる

□③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずる

□④盛土で高さが2m超となる

□⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となる(30cm以下のものを除く)

【一時的な土石の堆積（土砂の仮置き）】

□⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m2超となる

□⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となる(30cm以下のものを除く)

届出が必要

許可が必要

手続き不要

**【お問い合わせ先】**

○盛土規制法について　　　　建築指導課（東館３階）　　　　TEL：0532-51-2585

○通常の営農行為について　　農業委員会事務局（西館３階）　TEL：0532-51-2950

スタート

農地に該当

厚さ30ｃｍを超える盛土・切土（造成工事）がある

農業委員会事務局に

確認が必要です

通常の営農行為の種類

□畦畔の新設、補修、除去

　□暗きょ排水の新設、改修

　□樹園地における樹木の改植

　□盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根・整地等）

　□30cm以下の表土の補充

　□その他（　　　　　　　）

確認日

確認者

建築指導課に

確認が必要です

建築指導課 記入欄

確認日

確認者

令和7年1月１日※以降に工事着手する

**フローチャート最終確認**（建築指導課までお越しください）

盛土規制法の手続きについて、

□手続き不要　　　　□都市計画法第２９条第１項の開発許可が必要　　　　　※その他留意事項

　□盛土規制法第１２条第１項の許可が必要

　□盛土規制法第２１条第１項の届出が必要（令和７年１月２１日まで）

確認日

確認者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 相談者 | 氏名 |  | 住所 |  |
| 連絡先 | TEL |  | E-MAIL |  |
| 土地所有者との関係 | □本人　　□委任された者　　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 相談地 | 地名地番 |  |
| 事業内容 |  |

Yes

必要な資料：

・配置図、造成計画平面図

（現況地盤高、計画地盤高、造成面積のわ

かるもの）

・造成計画断面図（必要に応じて）

Yes

※規制開始日は令和７年１月１日を予定しています。

Yes

No

令和7年1月１日※までに工事完了する

No

該当する

該当しない

必要な資料：公図の写し、案内図、

　　　　　　土地利用計画図

Yes

No

該当しない

該当する

No